

## ■ 外国証券情報 ■

東海東京証券作成

作成日: 2024年11月22日

管理コード: OK478-1-202411

### <1. 発行者情報>

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| (1) 発行者の名称:              | エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー<br>HSBC Holdings plc |
| (2) 発行者の本店所在地:           | 外国会社報告書をご参照ください                                |
| (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年: | 英国法、公開有限責任会社、1959年                             |
| (4) 決算期:                 | 外国会社報告書をご参照ください                                |
| (5) 事業の内容:               | 外国会社報告書をご参照ください                                |
| (6) 経理の概要:               | 外国会社報告書をご参照ください                                |
| (7) 保証を行なっている親会社に関する事項:  | 該当なし   |

<外国会社報告書の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

URL: <http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: <https://www.hsbc.com/>

### <2. 証券情報>

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 有価証券の種類及び名称:    | エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー発行<br>2030年3月4日満期 5.546% 米ドル建無担保社債   |
| (2) 発行地及び上場・非上場の区分: | グローバル市場、ニューヨーク証券取引所に上場  |
| (3) 発行日:            | 2024年3月4日   |
| (4) 発行額:            | 15億米ドル (2024年3月現在)  |
| (5) 利率及び利払金の決定方法:   | ①固定金利期間:2024年3月4日から2029年3月4日まで<br>年率5.546%(30/360,unadjusted)<br>②変動金利期間:2029年3月4日から2030年3月4日まで<br>SOFRレート+1.460%(ACT/360,adjusted,後決め)<br>償還時はACT/360,unadjusted,後決め   |
| (6) 利払日:            | ①固定金利期間:初回2024年9月4日、以降毎年3月、9月4日(年2回)<br>②変動金利期間:2029年6月4日、9月4日、12月4日、2030年3月4日  |
| (7) 償還期限:           | 2030年3月4日   |
| (8) 償還金額及び償還金の決定方法: | 額面金額で満期償還。<br>また以下の場合、発行者は当局の承認を得たうえで本債券を期限前償還することができる。<br><br>発行者は2024年9月4日から2029年3月4日までの期間について、以下(i)(ii)のいずれか大きい方の金額に期限前償還日までの経過利息を付した金額で本債券の全額または一部を期限前償還させることができる。<br>ただし、本債券が当初発行日以降に追加発行された場合、当該追加発行分についての上記期間の開始日は追加発行日の6か月後の日となる。<br>(i)額面金額の100%<br>(ii)本債券の元本金額および2029年3月4日までの利金(期限前償還日に支払われる経過利息は除く)を同年限の米国債利回り+0.20%で現在価値に割り引いた金額<br>また、発行者は2029年3月4日に額面金額に経過利息を付した金額で本債券の全額を期限前償還させることができる。<br>さらに、資本事由や税務事由が発生した場合、額面金額に償還日までの経過利息を付した金額で本債券の全額を期限前償還させることができる。 |
| (9) 受託会社又は預託機関:     | DTC、クリアストリーム、ユーロクリア   |

(10) 担保又は保証に関する事項: 無担保、無保証

(11) 他の債務との弁済順位の関係: 本債券は、発行者の無担保シニア債務と同順位に位置づけられ、劣後債務に優先する。  
なお、英国の破綻処理当局がその裁量において、発行者の破綻処理に際しペイルイン手続きを実行する場合、全額または一部の元本削減、他の有価証券への転換、元利金支払の停止を含む本債券の条件変更等が行われる可能性がある。

(12) 発行、支払及び償還に係る準拠法: ニューヨーク州法。但し、相殺条項については英国法

<3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容>

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。